○参事官・参事の職務等について

平成 11 年 9 月 7 日

埼例規第 60 号・務

警　察　本　部　長

参事官・参事の職務等について（例規通達）

参事官・参事の職務については、埼玉県警察組織規則（昭和 50 年埼玉県公安委員会規則第 1 号）第 67 条第 4 項により「上司の命を受け、部の所掌事務のうち特に重要な事項についての企画及び調査に参画し、関係事務を総括整理し、部下の職員を指揮監督する」こととなっているが、これを明確化するため、みだしのことを別表のとおり定め、平成 11 年 9 月 10 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、参事官の職務について（平成 3 年埼例規第 11 号・務）は、廃止する。

実施日

この例規通達は、平成 11 年 9 月 10 日から実施する。

実施日（平成 12 年 1 月 27 日埼例規第 7 号・刑総・留管・務・少・交指）

この例規通達は、平成 12 年 2 月 1 日から実施する。

実施日（平成 12 年 3 月 31 日埼例規第 34 号・務）

この例規通達は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 13 年 3 月 30 日埼例規第 49 号・務）

この例規通達は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 3 月 29 日埼例規第 29 号・務）

この例規通達は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 9 月 27 日務第 1760 号）

この通達は、平成 14 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 3 月 31 日務第 721 号）

この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 9 月 18 日務第 2032 号）

この通達は、平成 15 年 9 月 25 日から実施する。

実施日（平成 16 年 3 月 31 日務第 810 号）

この通達は、平成 16 年４月１日から実施する。

実施日（平成 17 年３月 29 日務第 656 号）

この通達は、平成 17 年４月１日から実施する。

実施日（平成 18 年１月 26 日務第 213 号）

この通達は、平成 18 年２月１日から実施する。

実施日（平成 18 年３月 28 日務第 811 号）

この通達は、平成 18 年４月１日から実施する。

実施日（平成 18 年８月４日総第 140 号）

この通達は、平成 18 年８月４日から実施する。

実施日（平成 18 年９月 29 日務第 2845 号）

この通達は、平成 18 年 10 月１日から実施する。

実施日（平成 19 年 10 月１日務第 2537 号）

この通達は、平成 19 年 10 月１日から実施する。

実施日（平成 20 年３月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。

実施日（平成 21 年３月 27 日務第 843 号）

この通達は、平成 21 年４月１日から実施する。

実施日（平成 23 年３月 22 日務第 649 号）

この通達は、平成 23 年４月１日から実施する。

実施日（平成 23 年９月 20 日務第 2034 号）

この通達は、平成 23 年 10 月１日から実施する。

実施日（平成 25 年３月８日務第 550 号）

この通達は、平成 25 年４月１日から実施する。

実施日（平成 26 年３月 20 日務第 741 号）

この通達は、平成 26 年４月１日から実施する。

実施日（平成 27 年３月 31 日務第 774 号）

この通達は、平成 27 年４月１日から実施する。

実施日（平成 30 年３月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年４月１日から実施する。

実施日（平成30年５月７日務第1163号）

この通達は、平成30年５月７日から実施する。

実施日（令和２年３月６日務第494号）

この通達は、令和２年３月19日から実施する。

実施日（令和２年４月１日務第753号）

この通達は、令和２年４月１日から実施する。

実施日（令和２年11月９日務第2001号）

この通達は、令和２年11月９日から実施する。

実施日（令和３年２月９日務第216号）

この通達は、令和３年３月19日から実施する。

実施日（令和３年９月３日務第1597号）

この通達は、令和３年９月16日から実施する。

実施日（令和４年３月７日務第578号）

この通達は、令和４年３月18日から実施する。

実施日（令和５年３月７日務第487号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

別表

1　統括参事官

職　　名	職　　務	庶　　務	備　　考
生活安全部参事官兼サイバー局長兼警務部参事官兼刑事部参事官兼警備部参事官	1　サイバー戦略に係る総合調整に関すること。 2　特命事項に関すること。	生活安全部サイバー局サイバー対策課	生活安全部サイバー局長と表記
刑事部参事官兼生活安全部参事官	1　重要な刑事部所掌事件の捜査に関すること。 2　人身安全関連事案の対処に係る生活安全部と刑事部との総合調整に関すること。 3　刑事警察業務の指導に関すること。 4　特命事項に関すること。	刑事部刑事総務課	刑事部参事官（統括）と表記
刑事部参事官兼組織犯罪対策局長兼生活安全部参事官兼警備部参事官	1　組織犯罪総合対策に係る総合調整に関すること。 2　特命事項に関すること。	刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課	刑事部組織犯罪対策局長と表記

2　専任の参事官・参事

職　　名	職　　務	庶　　務
生活安全部参事官	1　犯罪の予防対策に係る総合調整に関すること（サイバー局の所掌に属するものを除く。）。 2　重要な生活安全部所掌事件の捜査に関すること（サイバー局の所掌に属するものを除く。）。 3　生活安全警察業務の指導に関すること。 4　特命事項に関すること。	生活安全部生活安全総務課
地域部参事官	1　地域警察活動の強化に係る総合調整に関すること。 2　地域警察業務の指導に関すること。 3　特命事項に関すること。	地域部地域総務課
刑事部参事官兼生活安全部参事官	1　特殊詐欺総合対策に関する総合調整に関すること。 2　特命事項に関すること。	刑事部刑事総務課
交通部参事官	1　交通事故抑止対策に係る総合調整に関すること。 2　重要な交通事故・事件の捜査に関すること。 3　交通警察業務の指導に関すること。 4　特命事項に関すること。	交通部交通総務課
警備部参事官	1　治安警備及び災害警備に係る総合調整に関すること。 2　警衛及び警護の実施に係る総合調整に関すること。 3　重要な警備犯罪の捜査に関すること。 4　警備警察業務の指導に関すること。 5　特命事項に関すること。	警備部公安第一課

３　１及び２以外の参事官・参事

職　　名	職　　務	庶　　務
総務部参事	１　総務部の所掌事務のうち特に重要な事項に関すること。 ２　特命事項に関すること。	総務部財務局会計課
警務部参事官	１　警務部の所掌事務のうち特に重要な事項に関すること。 ２　特命事項に関すること。	警務部警務課 警務部監察官室 さいたま市警察部総務課 第一方面本部 第二方面本部 第三方面本部 第四方面本部
交通部参事官	１　交通部の所掌事務のうち特に重要な事項に関すること。 ２　特命事項に関すること。	交通部運転免許本部運転免許課